

確定拠出年金制度の運用の効率化に関する 現状の取り組みおよび今後の要望

2026年6月5日



一般社団法人

日本損害保険協会
The General Insurance Association of Japan

【報告】 現状実施している制度の運用効率化に資する取組み

下記例のような『電子化』を促進することにより、利便性向上/ペーパーレス化を推進中

①	企業型・iDeCoにおける加入・移換の電子化
②	iDeCo諸変更の電子化（e-iDeCoの活用）
③	「資産残高のお知らせ」は電子提供を標準化

① 運営管理機関における自動承認（「認定運営管理機関制度」の創設）

要望

かつて実施されていた適格退職年金制度では、主幹事会社（信託銀行や生命保険会社）が申請に必要な書類の確認を行い、国税庁の個別の承認を待たずとも、自動的に承認されたものとみなされる仕組みが存在していた。確定拠出年金制度においても導入から25年を経過し、運営管理機関においても地方厚生局による審査基準を十分に理解し、実質的に同等の水準で適合性を担保した規約申請を行うことが可能な状況にある。

例えば企業型DCの規約申請を10年以上かつ累計1,000件以上取り扱うなど一定の実績と経験を有する運営管理機関に限定し、かつ規約の内容についても承認実績のある定型的な範囲に対象を限定といった条件を設定した上で、厚生労働省が当該運営管理機関に対し個別に承認を行い、「認定運営管理機関」として制度運営を可能とする仕組みを検討してはどうか。

この場合においても、規約申請書類等は従来どおり厚生局へ提出するものの、特段の差戻しや不承認の通知がない限り、施行日をもって承認があったものとみなす運用とすることを想定している。

【要望1】 企業型年金規約の申請に係る簡素化

② 企業型年金規約の内容および添付書類の簡略化

要望

- 企業型年金を導入する際、企業型年金規約に記載すべき事項が多く、事業主、運営管理機関ともに負担が大きい。また、同理由より、制度導入後の制度変更においても、企業型年金規約変更が必要なケースが多く負担が大きい。より一層の制度の普及促進に向けて、事業主や運営管理機関の負担を下げるために、例えば、事業主と運営管理機関との間の契約にかかる事項については規約の記載事項から削除する等、企業型年金規約へ記載すべき事項の簡略化を検討してはどうか。
- 法務局への法人登記や日本年金機構への新規適用届・適用事業所名称・所在地変更届についてオンラインによる申請が進んでいる。事業主や運営管理機関の負担軽減や手続き効率化のため、行政当局間での情報連携を実現いただき、企業型年金規約への登記簿謄本や厚年書類等の添付省略を可としてはどうか。

③ 企業型確定拠出年金制度における管轄厚生局の指導の統一化と標準的な企業型年金規約の提供

要望

企業型確定拠出年金規約の承認審査について、管轄厚生局（全国8箇所）毎に指導内容が統一化されていない。例えば、過去に厚生局に承認された事業主掛金の設定方法について、異なる厚生局に申請し否認されるケースが生じている。厚生局によって見解が統一されていないため、各厚生局との交渉が複雑化している。また同一の厚生局においても、過去に承認を受けた年金規約と同じ内容で申請して承認されない場合がある。指導の結果作成される企業型年金規約の標準的な雛型がないことにより、厚生局、運営管理機関の間で相応の時間をお互いに費やしながら、確認作業を行っており、双方の業務効率化を目的として雛型の提供を検討してはどうか。

【要望2】運用の方法の除外に係る簡素化

① 運用の方法の除外における同意取得の見直し

要望

除外運用方法指図者から3分の2以上または全員の同意を取得するための事務負担は極めて大きく、実務上の支障となっている。法令において運用商品の上限数が規定されている趣旨を踏まえて柔軟に運用商品の見直しが可能となるよう、下記のような運用を可能としてはどうか。

- 商品除外時に「売却を伴わない除外」を選択する場合は、除外運用方法指図者にとって売却による不利益が生じる訳ではないことから、法第23条（運用の方法の選定及び提示）同様、運用関連運営管理機関における専門的な知見に基づいて行うことを可能とし、除外運用方法指図者からの同意は不要とする。
- 商品除外時に「売却を伴う除外」を選択する場合であっても、法第3条（規約の同意）同様、労働組合もしくは従業員代表との労使合意により行うことを可能とし、除外運用方法指図者からの同意は不要とする。

【要望2】運用の方法の除外に係る簡素化

② 運用の方法の除外における取扱いの簡素化

要望

- 第4号施行日（2018年（平成30年）5月1日）前に拠出された掛金については、3分の2同意およびみなし同意による除外不可で除外方法指図者の全員同意が除外要件となっているが、法改正から8年が経過し、第4号施行日の前後で取り扱いに相違を設ける理由が薄れてきていることから、第4号施行日以降に拠出された掛金と同じ取扱いとしていただきたい。（企業型運用指図者および個人型加入者等については所在不明となっている場合があり、同意取り付けが困難で、事実上、除外を断念する原因となっている。）
- 投資信託では約款変更に基づく繰上償還を行うことで加入者同意不要の商品除外が認められており、確定拠出年金専用投資信託においては繰上償還に異議申し立てできる受益者が資産管理機関のみであるため、実質的には投信運用会社の判断で商品除外が可能である。一方、元本確保型商品（預金・保険）では商品約款に解除が定められている場合であっても、商品除外のためには加入者の同意が要件となっており、同意なしの商品除外が認められるのは商品提供機関の破産手続開始の決定があった場合に限定されている。制度の柔軟な運営を可能とするため、元本確保型商品についても繰上償還的な手続きを認めていただきたい。

要望

- 加入者等の手続き効率化のため、加入・移換、任意加入被保険者や第5号加入者への種別変更、年単位拠出に関する掛金額変更、企業年金制度等の加入状況コード変更等についてe-iDeCoでの届出対象を拡充してはどうか。
- 運営管理機関の業務効率化のため、国基連から運営管理機関へ紙で還元されている通知物（例：加入結果一覧、移換結果一覧等）について電子化してはどうか。
- 事業主払込を選択した場合には未だに事業主証明書の提出が必要だが、事業主にも負担が生じており、iDeCo+の導入・拡大における阻害要因となっていることから、事業主証明書は廃止してはどうか。（加入申出書に登録事業所番号の記載があれば事務運営は可能と思われる）
- 個人型年金において移換や裁定の手続きを行う場合、その前提として個人型年金加入者の資格喪失手続きが必要となっている。また、国基連における原簿情報の更新タイミングは「月次」であり、仮に加入者による手続き失念等があった際に、速やかに加入者資格喪失手続きを行った場合でも「月次」の更新処理が完了するまで移換や裁定の手続きが遅延することから、処理の早期化を検討してはどうか

その他要望

表題	要望	理由
マイナンバー（社会保障分野）での利用	受給での公金受取口座への振込や受給要件確認などの活用を要望する。	給付手続き迅速化や加入者の手続きの負担軽減を図ることができる。
マイナンバーカード利活用の推進	加入時や諸変更時（e-iDeCo）での住所変更自動連係などマイナンバーカード利活用の拡大を要望する。	居所不明者発生を防ぐことで、加入者利便性の向上や加入者手続きの負担軽減などが図れる。
iDeCo企業年金プラットフォームとの整合対応	iDeCoの他年金情報相違の場合に不該当取消ではなく、加入手続きを有効としたうえで修正（変更）手続きとする運営への変更を要望する。	加入後しばらくしてから取消連絡が入り、加入を断念するケースが多数ある。不該当が加入者本人ではなく、事業主側の入力ミスのケースもあり、制度普及の妨げになっている。
企業型DCでの事業主によるマッチング助成金	企業型DCでマッチング制度を導入する際、マッチングを設定した従業員に事業主掛金を上乗せすることを可能となるように、承認基準を緩和して欲しい。	企業型DCの事業主掛金の設定では、掛金設定の公平性が原則となっているが、マッチング設定者に上乗せする掛金設定を認めることで、マッチング制度のさらなる普及につながる。

その他要望

表題	要望	理由
自動移換抑止	デフォルト iDeCo の設定を要望する。	企業型において中途退職者に事業主からの移換案内を前広に行うよう運営からも案内をしているが、自動移換者は一定数増加傾向にある。自動移換を抑止する意味でも企業型の資格喪失が行われ、一定期間（たとえば自動移換判定日）まで手続きが行われない場合には、企業型の制度運営の中で設定した iDeCo へと自動的に移換されることで自動移換を抑止し、対象者を減少する事が可能となる。
加入者情報に関する関係機関間の連携効率化	記録関連運営管理機関において、委託元運営管理機関以外に対しても API の利用が可能となるよう対応いただきたい。	企業型年金と個人型年金の両方に加入している場合、各 RK において加入者を判別するための固有番号（加入者番号等）は、企業型/個人型それぞれで発番されることから、同一人物が確定拠出年金の残高確認や運用指図を行う場合であっても、各固有番号で WEB 画面へログインし複数回の手続きを行う必要がある。各 RK における API の利用が可能となれば、例えば運営管理機関が API を利用した WEB を開発することにより、同一加入者の企業型年金と個人型年金の情報が一元的に参照可能となり、加入者の利便性向上に資する。